

第 25 回 砂川市農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和 4 年 7 月 25 日 (月) 午後 1 時 30 分から午後 2 時 05 分

2. 開催場所 砂川市役所 2 階 中会議室

3. 出席委員 (12人)

会長	13番	関尾	一史			
会長職務代理者	1番	前谷	篤			
委員	2番	角丸	章	3番	猿渡	万里子
	4番	大原	睦生	5番	片桐	幸示
	6番	渡邊	勝郎	7番	渡部	延三
	9番	竹田	安宏	10番	高橋	宏吉
	11番	谷口	秀夫	12番	菊地	匡

4. 欠席委員 (1人) 8番 井上 善博

5. 議事日程

報告第 1 号	「砂川市農業委員会における砂川市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則」の制定について
報告第 2 号	農業者年金に関する申請について
報告第 3 号	農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約の通知について
議案第 1 号	農地法第 5 条の規定による許可申請について
議案第 2 号	農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について
議案第 3 号	現況証明願について
議案第 4 号	農地法第 3 条第 2 項第 5 号の規定による別段の面積 (下限面積) について
議案第 5 号	令和 4 年度玉葱作況調査について
その他	

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	中村	一久
事務局次長	野田	勉
事務局主幹兼事務係長	篠崎	強
事務局事務係主事	本間	龍太

7. 会議の概要

事務局次長 皆様、お疲れ様です。定刻となりましたので、これより第 25 回砂川市農業委員会定例総会を始めたいと思います。

会長よりご挨拶をいただき、以降、会長のお手元で議事進行をお願いいたします。

関尾会長 <開会挨拶>

本日の総会にあたり、初めに、欠席委員を報告します。井上善博委員より欠席の申し出がありました。

次に、本日の議事録署名委員は、11 番の谷口秀夫委員と 12 番の菊地匡委員です。よろしくをお願いいたします。

それでは早速、議事に入ります。報告第 1 号「砂川市農業委員会における砂川市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則の制定について」事務局より説明願います。

事務局 はい、では報告第 1 号をご説明いたします。

「砂川市農業委員会における砂川市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則」を定めたことを報告するものです。

少し長い規則名となっていますが、概要を申し上げますと、これは、農業者などが農業委員会に対して申請書などを提出する際、インターネットなどを活用した、いわゆるオンライン申請を可能とする規則でございます。これまでも、例えばメールで申請書を提出いただいたことがあります。条例や規則を定めることで、その申請が紙で提出するのと同じ効力を持つ位置づけとなります。

提案文として記載している文章をご説明しますと、実は 6 月の定例市議会で、農業委員会を含む砂川市全体の申請手続きに関して、別紙 1 のとおり「砂川市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例」が制定されました。また、条例の施行に関して、より詳細な事項を定める「砂川市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則」という規則も別紙 2 のとおり制定されましたが、この規則は、実は農業委員会への申請などには及びません。このため、農業委員会においても規則を定める必要がありまして、別紙 3 のとおり市規則に倣うことを定める規則を制定したものでございます。

改めまして、この規則を制定した趣旨は、オンライン申請を可能として農業者等の利便性向上を図るものです。条例・規則の文章はお読み取りいただきたいと思っております。以上です。

会長 只今、報告第 1 号について説明がありましたが、ご質問等ございませんか。

全員 なし。

会長 質問がないようですので、報告のとおり承認してよろしいですか。

全員 異議なし。

会長 それでは本件を承認することといたします。

続きまして、報告第 2 号「農業者年金に関する申請について」事務局より説明願います。

事務局 では、報告第 2 号をご説明いたします。4 件の届出がございました。

1 番は、農業者年金受給権者金融機関変更届で、年金の振込先を変更するものです。[] から 6 月 20 日に届出がありました。

2 番・3 番はいずれも [] から届出があったものです。先月の定例総会において、[] の農地は、息子さんに貸していたものを解約して、[] に賃貸借するという案件がございました。これに伴いまして、2 番は特定処分対象農地等返還届、これは息子さんから農地が返還され

たという届出、そして3番は特定処分対象農地等処分届、これは新たに[]に農地を賃貸借した、つまり処分したという届出でございます。いずれも6月27日に届けられております。

最後に4番は、農業者年金死亡関係届です。7月2日に[]が亡くなられたことに伴い、配偶者である[]より届出がございました。

以上4件は既に専決処分としましたことをご報告いたします。以上です。

会長
渡部委員
事務局

只今、報告第2号の説明がありました、ご質問等ございませんか。

2番と3番、これは農業者年金に関係することなの。

はい、昭和63年だったと思いますが、[]が息子さんに農地を貸しました、つまり経営を移譲したということで年金を受給し始めているんですね。ですので、農地が返還されると、年金の一部、経営移譲分の年金は受給できなくなるのですが、[]に農地を貸しましたので、引き続き経営移譲分の年金も受給できることとなります。

渡部委員、よろしいですか。

会長
渡部委員
会長
全員
会長
全員
会長

はい。

では、その他にご質問等ございませんか？

なし。

質問がないようですので、報告のとおり承認してよろしいですか。

異議なし。

それでは、本件を承認することといたします。

続きまして、報告第3号「農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知について」事務局より説明願います。

事務局

では、報告第3号をご説明いたします。

これは、賃貸借の合意解約を報告するものです。貸主は[]、借主は[]、土地の表示は東豊沼164番1の内、地目は公簿・現況とも田、面積1㎡、以下、記載のとおり合計8筆、25,819㎡、契約の内容は、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画による賃貸借で、期間は令和4年2月25日から令和4年12月31日までの11か月間、合意が成立した日は7月4日、土地の引渡しの時期は本日です。

この案件は、[]から[]へ農地を売買する話し合いが進んでいたのですが、登記上、宅地部分が分筆されていなかったので、測量を行って分筆した後に売買することとして、それまでの間は賃貸借で対応していたものです。この度、分筆が完了しましたので、売買に向けて解約することになりました。なお、売買の案件は議案第2号でご提案いたします。

以上、報告第3号のご説明とします。よろしく願いいたします。

会長
全員
会長
全員
会長

只今、報告第3号の説明がありました、ご質問等ございませんか。

なし。

質問がないようですので、報告のとおり承認してよろしいですか。

異議なし。

それでは、本件を承認いたします。

続いて、議案第1号「農地法第5条の規定による許可申請について」事務局より説明願います。

事務局

では、ご説明いたします。

今回は、第3種農地を転用して事務所や倉庫などを建てるものです。では内容ですが、土地所有者・譲渡人は、[]

、転用計画者・譲受人は

、土地の表示は、空知太東2条3丁目366番7、地目は公簿が田で現況が畑、面積2,727㎡の1筆です。

転用の目的は、事務所、倉庫、駐車スペースを作るためであり、農地の区分は、砂川市都市計画において第二種中高層住居専用地域として用途指定されていますので第3種農地、図面は第1号図のとおり、法律関係は売買です。

転用計画の内容ですが、転用期間は許可後から永年、資金計画は事業費約1億9,800万円の全額を預金で対応することとしています。

この案件に関する農地法第5条の審査は、別添1にまとめているとおりです。最後の頁、総合判断の欄に記載していますが、本案件は、立地基準において原則として転用が許可される第3種農地であり、また、一般基準においても特に問題はありませんので、許可相当と認められます。

以上、議案第1号の説明といたします。よろしくお願いいたします。

只今、議案第1号の説明がありました。ご質問・ご意見等ございませんか。なし。

特にご質問・ご意見がないようですので、本件を許可相当としてよろしいですか。

異議なし。

それでは、許可相当と意見を付して、進達することといたします。

続きまして、議案第2号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」事務局より説明願います。

では、ご説明いたします。

計画番号は令和4年度所第2号、公告予定年月日は本日、申出者は農地流動化推進員の谷口秀夫さん、出し手・譲渡人は

、受け手・譲受人は

、農地の所在は、東豊沼164番1、地目は公簿・現況とも田、面積1.77㎡、以下、記載のとおり合計9筆、26,008.77㎡です。対価は2,600,000円、これは地積に単価10万円を乗じたもので、対価の支払い方法等は11月30日までに指定口座に振り込むこと、所有権移転の時期は本日、引渡しの時期は対価の支払日、当事者間の法律関係は売買、図面は第2号図、要件確認は別添2のとおり必要な要件の全てを満たしていますので、決定できる案件です。

この案件は、報告第3号でご説明しましたとおり、対象農地はからへ売買することを前提に賃貸借されていましたが、この度、宅地部分の分筆が完了して準備が整ったため、売買に至ったものです。

以上、議案第2号のご説明といたします。よろしくお願いいたします。

只今、議案第2号の説明がありました。ご質問・ご意見等ございませんか。なし。

特にご質問・ご意見がないようですので、本件を決定してよろしいですか。

異議なし。

それでは、異議なしと認め、本件を決定することといたします。

続きまして、議案第3号「現況証明願について」事務局より説明願います。

では、ご説明します。今回は2件ございます。

1件目は、願出者および土地所有者が、土地の表示は焼山558番2、地目は公簿が畑となっており、面積は16,008㎡、以下、記載のとおり合計2筆、31,875㎡、申請目的は地目変更登記のため、調査の有無は7月15日より関係委員に確認をお願いしており、図面は第3号図に示しています。

会長
全員
会長

全員
会長

事務局

会長
全員
会長
全員
会長

事務局

この土地の状況ですが、大部分は人工林が植わっている山林の状態で、北海道の地域森林計画の区域内でもあります。一部、願出者の両親が住んでいた住宅を取り壊した跡地や自家野菜用の畑の跡地がありますが宅地の一部と言える状況です。

次に2件目は、願出者が[REDACTED]、土地所有者が[REDACTED]、土地の表示は富平6番8、地目は公簿が田となっており、面積は961㎡、以下、記載のとおり合計3筆、1,926㎡、申請目的は地目変更登記のため、調査の有無は7月15日に関係委員に確認をお願いしており、図面は第4号図に示しています。

この土地の状況は、住宅や車庫などの建物が4棟建てられており、この建物に付随する通路や庭、資材を置くスペースも含まれていて、農地と言える状況ではありません。

以上、議案第3号の説明といたします。よろしくお願ひします。

只今、議案第3号の説明がありました、ご質問・ご意見等ございませんか。
なし。

特にご質問・ご意見がないようですので、本件を証明してよろしいですか。
異議なし。

それでは、異議なしと認め証明することといたします。

続いて、議案第4号「農地法第3条第2項第5号の規定による別段の面積、下限面積について」事務局より説明願ひます

それでは、議案第4号をご説明いたします。

まず、改めて下限面積とは何かということですが、新たに農地を取得する場合、農地面積が小さ過ぎると、経営が難しく農地が安定的に利用されにくいと考えられますので、一定の面積がなければ農地取得を許可することができません。その一定の面積を下限面積と言っています。農地法では、北海道の場合、下限面積は2haと定められていますが、農業委員会が別段の面積を定めれば、それが下限面積になるとも規定されています。

そこで、この議案の提案理由ですが、下の方に書いております。下限面積については、「農業委員会の適正な事務実施について」という農林水産省の通知がございまして、その中で、毎年、農業委員会において設定又は修正の必要性を検討し、その結果を公表するとされていますので、今年度の下限面積を検討するために、今回、議案として提案するものです。

別紙4をご覧いただきたいと思ひます。まず、前年度ですが、第13回農業委員会定例総会において、1、設定区域は砂川市、これは砂川市内の特定の区域に限定するのではなく砂川市全体ということでございまして、2、設定面積は1.5ha、3、適用法令は農地法施行規則第17条第2項、と決定してまいりました。次に今年度ですが、前年度に決定した別段の面積を修正する必要性はないものとし、前年度と同じく、1、設定区域は砂川市、2、設定面積は1.5ha、3、適用法令は農地法施行規則第17条第2項、とすることをご提案いたします。

次に、農地法施行規則第17条という適用法令の確認ですが、別紙4の裏面に、参考として農地法施行規則を抜粋して、第17条第2項を適用できることを記載していますので、詳細はお読み取りいただきたいと存じます。

ここで重要なのは、やはり1.5haとする理由かと思ひますが、下限面積を小さくすると、それだけ新規就農者は農地を取得しやすくなりますが、一方で、下限面積が小さ過ぎると農業経営が成り立たないことから、従前より砂川は

会長
全員
会長
全員
会長

事務局

1.5ha と設定してきました。そしてこれまで、1.5ha としたことで特に支障は無く、また、1.5ha を変更してほしいといった要望もありませんので、修正する必要はないと考えます。

最後に、この下限面積が廃止されることを補足します。今年の通常国会で農地法の一部が改正されて、下限面積を定める第3条第2項第5号が削除されました。より農地を取得しやすくする趣旨でございます。この改正法が施行されるのは来年4月の予定ですので、下限面積が適用されるのは、来年3月までとなる見込みでございます。

以上、議案第4号の説明とします。ご審議をよろしくお願いいたします。

只今、議案第4号の説明がありましたが、ご質問・ご意見はございませんか。なし。

特にご質問・ご意見がないようですので、本件を決定してよろしいですか。

異議なし。

それでは、異議なしと認め決定することといたします。

続きまして、議案第5号「令和4年度玉葱作況調査について」事務局より説明願います。

では、議案第5号ご説明いたします。

本年度の「玉葱作況調査」です。まず1番、調査期日ですが、今年は玉葱の生育が早いとのことで、8月17日、水曜日を基本に、玉葱の成熟度に応じて期日を変更することにしたいと思っております。2番、調査対象農家は6件とし、別紙5をご覧くださいと思います。記載のとおりですが、令和4年度の「氏名」を空欄にしています。指名するようで恐縮ですが、担当地区の委員を当てはめると、北光袋地地区の2か所は竹田委員、空知太の1か所は渡邊勝郎委員、富平の2か所は高橋委員、西豊沼地区は井上委員に、対象となる圃場の農業者にご依頼いただき、今日から1週間後の8月1日、月曜日までに、事務局にお知らせいただきますようお願いいたします。もちろん昨年と同じ方、同じ圃場でも構いません。戻りまして3番、開始時刻は午後2時、例年と同様にバスを用意しますので、市役所前に集合してください。4番の班編成は、別紙5のとおり、2班に分けて、第1班は議席番号1番から6番、第2班は7番から13番の委員とすることを、一応決めておきたいと思っております。

なお、雨の場合の対応ですが、去年は雨天のため実測できず検見のみとしました。今年は、当日が雨の予報の場合、日程を変更することを検討したいと思っておりますが、バスの予約の関係もあり同じ体制で行えるとは限りません。このため、例えば、前の日に実施できる委員のみで分担して行うなど、柔軟に考えて、できるだけ実測できるようにしたいと思っております。

最後に、別紙5の裏面に、これまでの実施結果を掲載していますので、参考にさせていただければと思います。

以上、議案第5号の説明といたします。よろしくお願いいたします。

只今、議案第5号の説明がありましたが、ご質問・ご意見等ございませんか。なし。

特にご質問・ご意見がないようですので、本件を決定してよろしいですか。

異議なし。

それでは、それでは、異議なしと認め、提案のとおり実施することを決定します。

本日の議題は以上ですが、全体を通して委員皆様から何かございませんか。

なし。

特に無いようですので、続いて「その他」に入ります。まず、事務局より説

会長
全員
会長
全員
会長

事務局

会長
全員
会長
全員
会長

全員
会長

明願います。

事務局

1. 議会関連等報告（事務局長）

2. 令和4年度市町村農業委員会事務局長研修会（事務局長）

- ・日 時 7月7日（木）
- ・場 所 第二水産ビル（札幌市）
- ・出席者 中村事務局長

3. 「農業委員会による最適化活動の推進等」に係る各農業委員の目標値（事務局）

「農業委員会による最適化活動の推進等」に関しては、今年度より制度が大きく変更され、既に新たな活動記録簿へ記入や、5月25日の定例総会では「令和4年度最適化活動の目標の設定等」を決定するなどの取り組みを進めています。

こうした制度変更の中で、新たな取り組みとして、各農業委員の1年間の活動や目標、実績などを所定の様式にまとめて、翌年4月の定例総会でその活動の点検・評価を行うこととされました。所定の様式は別添3のとおりです。

別添3のうち、グレーで網掛けした1（2）①では、集積面積などの目標や実績を数値で記入することとされていますが、農業委員会全体の共通の考え方として別添4のとおり設定することとします。

4. 令和4年度第1回砂川市農地銀行理事会（事務局）

- ・本定例総会終了後に開催します。

5. 活動記録簿の提出（事務局）

- ・農業委員として行った活動を記入し、7月分を事務局に提出してください。
- ・データで提出する方は、メールに添付し事務局へ送信してください。（メールアドレス：nogyo@city.sunagawa.lg.jp）

6. 協議会報告（協議会長）

会長

次回の日程を確認したいと思います。まず、玉葱作況調査は8月17日、水曜日の午後2時から、そして、次回の総会は8月24日、水曜日の午後1時半からです。よろしくお願いします。

それでは、最後に一言ご挨拶申し上げて閉会したいと存じます。

<会長挨拶>

以上で本定例総会を閉会します。

この後、5分程度の休憩をとって、農地銀行理事会を開催しますので引き続きよろしくお願いします。では、休憩とします。

会 長

署名委員

署名委員